

日本共産党船橋議員団

# ミニにゅす

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005  
 県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347  
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>

市会議員	石川敏宏 ☎462-4548 事務所☎467-2860	佐藤重雄 ☎432-9872
	岩井友子 ☎438-8647 事務所☎429-2160	関根和子 ☎447-0557 事務所☎440-7950
	金沢和子 ☎422-5278	中沢学 ☎493-8140
		渡辺ゆう子 ☎462-7273

## 「返還した」で、済ませることはできません!

### 野田剛彦市議会議員の政務調査費不正受給問題

「首相実弟の市議、調査費130万円不正受給か」などと報じられた、民主党の野田剛彦議員が、この報道後、134万円を市に返還した、とも報じられました。

#### 地方自治法百条にもとづく

#### 「調査委員会」の設置を求める

この報道のとおりだとすると、野田議員は「不正を認めて、返還した」ことになり、それで解決したような結末になっていきます。

これで解決でしょうか?  
 年度内で、先週受け取ったが誤りだったから返納する、というなら、「政務調査費が、政務調査費のまま」で運用されるので

すが、年度が過ぎてしまった政務調査費は返納扱いなどできません。(現在のところ、市は「雑入」で歳入にしています)。それを、「返還した」などと言えるでしょうか?

この問題は曖昧にすると、議員が「政務調査費を受け取って、次の年に『市に寄付した』」みたいな、おかしな話になるのです。それだと、一時的とは言え横領したことになるのではないのでしょうか?

それらを明快に解明してこそ、議員としても義務を果たすことだと考えたので、日本共産党議員団は、開会中の臨時議会で調査特別委員会の設置を求めました。

この提案には、市民社会ネットの賛同を頂きましたが、他の会派が、9月の定例の議会でも間に合うのではないかと、として、今回の議決とはなりませんでした。

#### 政務調査費は、

#### 「個人の所得ではない」のです!

これまでにも、政務調査費を使って「何度も帰省した」議員がいたり、「報告会」で飲食費を負担して、監査委員会から勧告された議員がいたり、なにか「政務調査費は非課税の所得」みたいに勘違いしていた議員もいたことも確かです。

それらを是正させていくことが大切になっていきます。

引き続き、解明と是正に取り組んでいきますので、市民のみなさんの「監視の目」を注いで頂きたいと思えます。

# 子どもたちにすこやかな育ちを

## 保育所施設基準を切り下げないで！

これまで認可保育所では、施設や職員配置について、国が決めた最低基準を全国どこでも守らなければなりませんでした。昨年成立した「地域主権一括法」で、この「基準」を、県や政令市、中核市がそれぞれ条例で決定めることになりました。

来年4月施行  
**保育所施設基準条例**

船橋市も現在「基準」を決める条例づくりをすすめています。

市の考えを有識者や保育関係者、市民等で構成する審議会に諮ったのち、パブリックコメントを行い、12月議会に

提案される予定です。

保育所は、子どもたちが一日の大半を過ごすのにふさわしい一定の広さが必要です。遊び場、調理室などの設備とともに、十分な保育士の配置で、子どもの安全と健やかな育ちが保障されなければなりません。

現行の国の「最低基準」は、戦後まもなくにつくられたもので大変不十分なものです。保護者や保育にかかわる人たちの改善を求める声を受け、不十分ながらも、千葉県は県独自の基準を設けてきました。船橋市もこの「県基準」を保育所認可の基準にしています。新しい基準づくりでは、最低

でも、現行の「県基準」が守られることが求められます。

## ぎゅうぎゅうづめ 保育でいいの？

7月18日に行われた議会の健康福祉常任委員会で、市の

担当者から、現行の「県基準」を市条例に盛り込む考

えが示されまし

た。市の説明に対し、会派

の議員から「待機児童が多いのだから、基準を緩和

して考えることもあり得ると思う」。みんなの党の議員は、「待機児童が多いところでは、ゼロ歳児では4・95ではなく3で受け入れていいとか船橋で決められる。地域に応じた対応を」など基準の切り下げを求める発言が行われました。

## 認可保育園 増設こそ！

現行の施設面積基準は表の通りですが、待機児童が多い中、ほとんどの認可保育園で定員を超えた受け入れをしており、「県基準」を下回っているのが実態です。

8月1日現在で、市内の保育所待機児童数は836人です。基準を緩めてぎゅうぎゅうづめの保育にすることなく、足りない認可保育園を増設することこそが緊急の課題です。

現行の保育面積基準	国の基準	市の基準 (県の基準)
ほふくしない0、1歳児	一人1.65㎡	一人4.95㎡以上
ほふくする0、1歳児	一人3.30㎡	
2歳児以上	一人1.98㎡	一人3.00㎡以上